

大学連携研究設備ネットワーク協議会作業部会委員の選出要領

令和3年11月20日
大学連携研究設備
ネットワーク協議会

(目的)

第1条 この要領は、大学連携研究設備ネットワーク協議会規約（以下「協議会規約」という。）第8条第3項の規定に基づき、第8条第1項第2号に定める作業部会委員（以下「部会委員」という。）の選出について必要な事項を定めることを目的とする。

(選出方法)

第2条 対象となる部会委員8名については、分子科学研究所以外の機関に属する協議会委員全員の投票により選出するものとする。

(投票)

第3条 協議会における投票の実施にあたっては、協議会委員長より分子科学研究所以外の機関に属する協議会委員全員に無記名投票を依頼するものとし、協議会委員は各自必ず8名の協議会委員に投票するものとする。

(投票結果に基づく決定)

第4条 前条に基づいて実施された投票の結果より、得票数の多い協議会委員上位8名を部会委員として決定する。

(得票数が同数の場合の取扱い)

第5条 第3条に基づいて実施された投票の結果、得票数が同数となり、上位8名を決することができない場合は、前年度の外部利用件数の多い機関に属する協議会委員を上位とし、前年度の外部利用件数も同数である場合は、過去の全事業年度を通算した外部利用件数の多い機関に所属する協議会委員を上位とする。

(辞退)

第6条 投票により部会委員として選出された協議会委員は、転出や退職等のやむを得ない場合を除き、辞退は認めない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会委員の選出等に関し、必要な事項は協議会又は作業部会が別に定める。